

# 柘植地域のすべてのみなさまへ

回覧

～柘植地域に住む又は活動する個人、団体、事業者等はすべてまちづくり協議会構成員です（自治基本条例）～

## 住民自治基本条例第24条（一部）

住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。

(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

## ♥愛する柘植地域の将来のために、 協議会活動に参画してください！



柘植地域まちづくり協議会には、下記の部会・実行委員会があります。

### 現在の部会

- ①人権・同和部会 ②健康・福祉部会 ③生活・環境部会 ④教育・文化部会  
⑤産業・交流部会 ⑥女性部会 ⑦区長部会

### 現在の実行委員会

- ①斎王群行実行委員会 ②人権啓発合同事業実行委員会 ③国際交流実行委員会  
④柘植駅を核とした公共交通のあり方検討委員会 ⑤広報編集発行委員会  
⑥教育ボランティア ⑦自主防災実行委員会（防災ボランティア）  
⑧（新設）スポーツ実行委員会



**部会**は、その分野（テーマ）において、柘植地域にとってどのようなことが必要か考え計画することが主な内容ですが、実際には事業実行の主体も担っています。

ただし「区長部会」は各区の連携や情報連絡が主な業務で「区長」が構成員となっていますので、一般の方には入っていただけません。  
また、「女性部会」は女性を構成員としております。

**実行委員会**は、直接的にその事業実行の主体を担っています。

**活動内容(計画・結果)は、月2回程度発行の「まちづくりだより」や定期総会議案書をご覧ください。いただくか、まち協事務局までお問い合わせください。**



別紙回覧にて、教育ボランティア・防災ボランティアを募集しています。  
新設のスポーツ実行委員会委員の公募もしています。（裏面に組織図）